高所作業実施要領書

高所作業では墜落、転落等の危険と隣り合わせの作業であり、また、作業現場付近にいる通行人等に対して第三者災害を引き起こすおそれがあるため、必ず安全対策を講じて作業を行うこと。上方において他の作業員が作業を行っているところにおいて作業を行うときは、物体の飛来または落下による作業員の危険を防止するため、飛来落下物・墜落時保護兼用の保護帽を着用しなければならない。

【墜落制止用器具】

墜落制止用器具は、原則、フルハーネス型のものを使用する。ただし、フルハーネス型を使用すると、墜落時に地面に激突するおそれがある場合(高さ 6.75 メートル以下)、一本つり胴ベルト型を使用することができる。また、U字つり用胴ベルトは、墜落制止用器具に該当しないので、フルハーネス型等の墜落制止用器具と併用すること。

なお、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器 具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」を実施 する者は、「フルハーネス型の墜落制止用器具を用いる作業の業務に係る特別教育」を修了した者に限る。

※経過措置により、2019年8月1日以前に製造された安全帯 (胴ベルト型 (一本つり、U字つり)、ハーネス型のいずれも含む。)であって、旧規格に適合しているものについては、2022年1月1日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなされるので、高さに関わらず使用可能。

【脚立作業】

脚立には、高さ、形状、材質など様々なものがあるが、昇降用のステップ(踏み桟)に踏み面のない物は 架台(うま)と称し、作業床仮設部材等として使用するものであり、脚立として使用しないこと。

(1) 使用前点検

- ① 全体に変形や損傷、腐食等がないか
- ② 開き止め金具が確実に機能しているか
- ③ 脚端具の滑り止めが磨耗または損傷していないか
- ④ 折りたたみ式三脚脚立は、脚と水平面との角度を確実に保つ為の金具等が備えられていること

(2) 使用上の注意

- ① 保護帽(墜落時保護用)を着用する
- ② 開き止め金具は必ずすべて取り付ける
- ③ 脚立に向かって昇り降りする
- ④ 作業用具を持ったまま昇り降りしない
- ⑤ 天板の上には絶対に乗らない
- ⑥ 脚立を跨いで使用しない
- ⑦ 無理な姿勢で作業をしない
- ⑧ 一台の脚立を複数の者で同時に作業しない
- ⑨ 脚立を折り畳んだまま立掛けて使用しない
- ⑩ 傾斜部、段差部での使用は伸縮型を使用し、天板が水平になるように調整をする

【はしご作業】

本来、はしごは昇降用具であり作業床ではありません。脚立で届かない場所、ブランコ作業やゴンドラ作業で出来ない箇所等でやむを得ない場合に限り使用する。

作業において必ずライフライン(命綱)を垂らして墜落制止用器具と墜落阻止器具を連結させて作業を行います。また、立てかけた際に床面(水平面)と支柱の角度が75度程度で使用し、必ずはしごを抑える人を用意して2人以上で行うこと。

(1) 使用前点検

- ① 全体に変形や損傷、腐食等がないか
- ② 伸縮ロープ等の状態、伸縮機能に異常がないか
- ③ 安全ロックが完全に機能するか
- ④ ステップが滑りやすい状態になってないか
- ⑤ 滑り止め具の破損、磨耗等はないか

(2) 使用上の注意

- ① 保護帽(墜落時保護用)を着用する
- ② はしごを継いで使用しない
- ③ はしご面に向かって昇り降りする
- ④ 作業用具を持ったまま昇り降りしない
- ⑤ 昇り降りは3点支持で行う
- ⑥ 無理な姿勢で作業しない
- ⑦ 一台のはしごを複数の者が同時に昇り降りしない
- ⑧ 転倒防止のため、必ずはしごを抑える者を配置する
- ⑨ 橋渡し、水平に使用しない
- ⑩ 強風時に使用しない

【ローリングタワー(移動式組立て足場台)作業】

ローリングタワーの高さが 5m 以上の足場の組立・解体については、労働安全衛生規則に則り「足場組立て等作業主任者」技能講習を修了(修了証携行)した者の指揮の下で行うこと。

(1) 使用前点検

- ① 立て枠等の接合部が確実に結合しているか
- ② 作業床には85cm 以上の手すりおよび35~50cm の間に中桟を設けているか
- ③ ブレーキ及びアウトリガーが正常に機能しているか
- ④ 作業床およびアウトリガーは変形や損傷、腐食等がないか
- ⑤ 床面の状態は転倒のおそれがなく安定しているか
- ⑥ キャスターは正常に機能しているか

(2) 使用上の注意

- ① 保護帽(墜落時保護用)及び墜落制止用器具を着用する
- ② 組立ては最低3人以上で行う
- ③ 定置するときは、作業床が水平になるよう固定する
- ④ 脚輪 (キャスター) はブレーキで確実にロックする
- ⑤ アウトリガーを張り出し、安定させる
- ⑥ 同一面より2名以上同時に昇り降りしない
- ⑦ 作業用具を持ったまま昇り降りしない
- ⑧ 墜落制止用器具は必ず手すりに取り付ける
- ⑨ 作業床の上で脚立やはしご等を使用しない
- ⑩ 人や落下するものを乗せたまま移動しない

【ゴンドラ作業】

ゴンドラを使用する際は、ゴンドラ安全規則に則り作業前点検を実施し「ゴンドラ作業特別教育」修了者 (修了証携行)が操作を行うこと。

(1) 使用前点検

- ① 点検表に基づき作業開始前点検を行う
- ② 屋上及び地上に監視員を配置する

(2) 使用上の注意

- ① 保護帽(墜落時保護用)及び墜落制止用器具を着用又は使用する
- ② 操作はゴンドラ特別講習修了者が行う
- ③ 天候の確認をし、風速 10m以上の時は作業を中止する
- ④ キャブタイヤケーブルが破損しないように注意する
- ⑤ ケージ及び台車の操作時、建物に接触しないように確認する
- ⑥ 地上作業範囲の安全区画を確保し、監視員(見張り)を置き、通行人の安全を確保する
- ⑦ 作業用具の落下防止措置をとる

【ブランコ作業】

作業を行う際は、労働安全衛生規則「ロープ高所作業における危険防止規定」を遵守し、調査記録表、作業計画書を作成し、作業員に周知を行う。ロープ高所作業(ブランコ作業)開始前点検表を使用して、メインロープ、墜落制止用器具等の点検を実施のうえ、特別講習受講者(修了証携行)が作業を行うこと。

また、作業員の墜落、転落災害の防止、作業用具等の落下防止および第三者に対する災害防止等を目的として、安全対策を講じること。

(1) 調査記録表

受託者は、墜落、物体の落下による災害防止の為、下記の事項を調査すること。調査結果を任意の様式で記録し、当該作業が終了するまで調査記録表は保存する。

- ① 作業個所及びその下方の状況
- ② メインロープ及びライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置及び状態並びにその周 囲の状況
- ③ 作業箇所及び②の支持物に通ずる通路の状況
- ④ 切断のおそれのある箇所の有無並びにその位置及びその状態

(2) 作業計画書

受託者は、調査及び記録により知りえた情報に適応した作業計画を定め、任意の様式で作業計画書を作成し、当該作業は作業計画書により行う。また、作業計画書は下記事項を示されたものでなければならない。なお、受託者は作業計画書を作成したときは、作業員に作業計画書の各事項を周知しなければならない。

- ① 作業の方法及び順序
- ② 作業に従事する者の人数
- ③ メインロープ及びライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置
- ④ 使用するメインロープ及びライフラインの種類及び強度、長さ
- ⑤ 切断のおそれのある箇所及び切断防止措置
- ⑥ メインロープ及びライフラインを支持物に緊結する作業に従事する作業員の墜落による危険を防止するための措置
- ⑦ 物体の落下による作業者の危険を防止するための措置
- ⑧ 労働災害が発生した場合の応急の措置

(3) 使用前点検

① ロープ高所作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、ロープ高所作業(ブランコ作業)開始 前点検表を使用して、メインロープ及びライフライン、墜落制止用器具、保護帽等を点検し、異常が ある場合は、直ちに補修し、または取り替えること。

(4) 使用上の注意

- ① ライフライン(命綱)はメインロープと異なる支持物に、外れないように確実に緊結する
- ② 墜落制止用器具を装着する
- ③ 墜落阻止器具または墜落防止器具を使用する
- ④ 保護帽(墜落時保護用)を着用する
- ⑤ 作業用具の落下阻止の措置を講じる
- ⑥ 地上には立ち入り禁止区域を確保し、監視員(見張り)を置き、通行人の安全を確保する

【高所作業車作業】

高所作業車を使用する業務の実施において、作業床が最大地上高さ 10m未満の高所作業車の運転に当たっては、「高所作業車運転特別教育」修了者(修了証携行)でなければならない。

(1) 使用前点検

- ① 安全装置等の点検を行う
- ② 作業場所の地面の傾斜や軟弱を確認する
- ③ 作業場所の電線等障害物の有無を確認する

(2) 使用上の注意

- ① アウトリガーを張り出すこと (完全張り出し)
- ② アウトリガー専用の敷板を使用する
- ③ 車体水平機による水平の維持を遵守する
- ④ 高所作業車の転倒、その他の危険を防止するために構造上定められた安定度、最大積載荷重等を 遵守する
- ⑤ 高所作業車を荷のつり上げ等本来の使用用途以外に使用しない
- ⑥ 高所作業車での作業は墜落制止用器具の使用を遵守する